

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、その翌日)

## 目 次

- ◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(高等学校課)
- ◇教委告示 平成十一年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項(中学校課)
- 平成十一年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(シ)
- 平成十一年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項(シ)
- 平成十一年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(シ)
- 平成十一年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項(シ)
- 平成十一年度鳥取県立高等学校募集生徒数(高等学校課)

## 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年九月一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

### 鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則  
鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表の一の表鳥取商業高等学校の項中

商業学科		
商業科	三年	二八〇
国際経済科	三年	二四〇
会計科	三年	二二〇
情報管理科	三年	二四〇

商業学科			
商業科	三年	二八〇人	を
国際経済科	三年	二〇〇人	
会計科	三年	八〇人	
情報管理科	三年	二四〇人	
英語学科		三年	八〇人
英語科	三年	八〇人	

に改め、同表鳥取西工業

高等学校の項中

一五二人

を

一二四人

の項中	
普通学科	普通科
三年	三年
四〇〇人	六〇〇人
を	
普通学科	普通科
総合学科	普通科
七二〇人	

の項中	
三年	三年
一六〇人	四〇〇人
を	
三年	三年
一六〇人	七二〇人

に改め、同表倉吉西高等学校の項中

の項中	
一六〇人	三三〇人
三三〇人	一六〇人
を	
一六〇人	三三〇人

に改める。

## 附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

## 教育委員会告示

## 鳥取県教育委員会告示第十七号

平成十一年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集を次の要項により実施する。

平成十年九月一日

鳥取県教育委員会委員長 田 景

## 平成11年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

## 1 募集生徒数

## (1) 高等部

普通科 単一学級 8人 重複学級 3人

保健医療科 8人

## (2) 専攻科

理療科 10人

## 2 出願資格を有する者

## (1) 高等部

普通科の単一学級及び保健医療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第22条の3の表に規定する程度の中で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあつては視覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)を卒業した者又は平成11年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第63条各号のいずれかに該当する者

## (2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のもので、次のいずれかに該当するものとする者

ア 高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成11年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第69条各号のいずれかに該当する者

## 3 出願方法

## (1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。)に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身(在学)学校長を経由することを要しない。

イ 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあつては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

## (2) 出願期間

平成11年2月8日(月)から同月16日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月16日(火)までの消印のあるものに限る。受け付ける。

## (3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

## (4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)

(5) その他

鳥取盲学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しない)で入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成11年3月3日(水) 午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

鳥取盲学校

(3) 学力検査実施教科

ア 高等部

普通科 国語、社会、数学、理科及び英語

保健医療科 国語及び社会

イ 専攻科

国語、理科、数学及び英語(盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、数学又は英語のいずれかを願いい出によって保健医療に代えることができる。)なお、筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

(4) その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

6 合格者の発表

平成11年3月5日(金) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

7 再募集

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その

不足の生徒数についての再募集を実施する。

(1) 出願手続

3の(1)に同じ。

(2) 出願期間

平成11年3月18日(木)から同月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成11年3月24日(水)までの消印があるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

(4) 学力検査及び面接の日程等

ア 日時

平成11年3月29日(月) 午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 学力検査実施教科

5の(3)に同じ。

エ その他

学力検査終了後、面接及び適性検査を実施する。

(5) 合格者の発表

平成11年3月30日(火) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

8 その他

ア この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校で交付する。

ウ 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校(岩美郡国府町宮下1265 電話0857-23-5441)に問い合わせること。

## 鳥取県教育委員会告示第十八号

平成十一年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成十年九月一日

鳥取県教育委員会委員長 田 豊

## 平成11年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項

## 1 募集幼児数

- (1) 鳥取県立鳥取聾学校 (以下「鳥取聾学校」という。) 幼稚部  
 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 7人  
 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) 6人  
 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生した幼児 (以下「3歳児」という。) 7人
- (2) 鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校 (以下「ひまわり分校」という。) 幼稚部  
 平成5年4月2日から平成6年4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 4人  
 平成6年4月2日から平成7年4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) 5人  
 平成7年4月2日から平成8年4月1日までに出生した幼児 (以下「3歳児」という。) 7人
- 2 出願資格を有する者  
 3 歳児、4 歳児又は5 歳児で、聴覚障害の程度が学校教育法施行令 (昭和28年政令第340号) 第22条の3の表に規定する程度のもの

## 3 出願方法

- (1) 出願手続  
 入学志願者は、入学志願書にオーゾグラム (測定したものがなければ、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。) を添えて鳥取県立鳥取聾学校校長 (以下「鳥取聾学校校長」という。) に提出しなければならない (郵送による場合は、返信用封筒 (あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。) を同封すること)。
- (2) 出願期間及び受付場所  
 ア 出願期間  
 (ア) 平成11年2月1日(月)から同月5日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月5日(金)までの消印のあるもの限り、受け付ける。  
 (イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
- イ 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校
- (3) その他  
 鳥取聾学校校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。
- 4 入学者の選抜の方法  
 入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。
- 5 面接の日程等  
 (1) 日時 平成11年2月18日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで  
 (2) 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校  
 (3) 内容  
 (ア) 幼児との面接  
 (イ) 保護者との面接
- 6 合格者の発表  
 平成11年2月26日(金)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。
- 7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校又はひまわり分校で交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（若美郡国府町宮下1261 電話 0857-23-2031、フレックシミリ0857-27-8606）又はひまわり分校（米子市上福原七丁目13-2 電話0859-23-2810、フレックシミリ0859-23-2810）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会告示第十九号

平成十一年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項の要項による実施である。

平成十一年九月一日

鳥取県教育委員会 総務課 課長 田 嶋

平成11年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

- 1 募集生徒数
  - 普通科 単一学級 8人 重複学級 3人
  - 産業工芸科 8人
  - 被服科 8人
- 2 出願資格を有する者
 

普通科の単一学級並びに産業工芸科及び被服科にあっては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の中で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複学級にあっては聴覚障害の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

  - (1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成11年3月に卒業する見込みの者

- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断票の写し及びオージオグラム（測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成11年2月10日（水）から同月15日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月15日（月）までの消印のあるもの限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成11年3月9日（火）午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合す

<p>ること。)</p> <p>(2) 場所 鳥取聾学校</p> <p>(3) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>(4) その他 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>6 合格者の発表 平成11年 3月16日 (火) 正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。</p> <p>7 再募集の実施 合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。</p> <p>(1) 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 出願期間 平成11年 3月19日 (金) から同月24日 (水) まで (土曜日、日曜日及び休日を除く。) とする。ただし、郵送による場合は、平成11年 3月24日 (水) までの消印のあるもの限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>(4) 学力検査及び面接の日程等</p> <p>ア 日時 平成11年 3月26日 (金) 午前10時から午後3時まで (午前9時30分までに集合すること。)</p> <p>イ 場所 鳥取聾学校</p>	<p>ウ 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>エ その他 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>(5) 合格者の発表 平成11年 3月29日 (月) 正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身 (在学) 学校長に通知する。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。</p> <p>(2) 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校で交付する。</p> <p>(3) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校 (岩美郡国府町宮下1261 電話0857-23-2031、フアクジミリ0857-27-8606) に問い合わせること。</p>
<p><b>鳥取県教育委員会第二十二号</b></p> <p>平成十一年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。</p> <p>平成十一年四月一日</p> <p>鳥取県教育委員会委員 岡 田 肇</p> <p>平成11年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項</p> <p>1 募集幼児数 平成5年 4月2日から平成6年 4月1日までに出生した幼児 (以下「5歳児」という。) 6人 平成6年 4月2日から平成7年 4月1日までに出生した幼児 (以下「4歳児」という。) 7人</p>	

2 出願資格を有する者

4 歳児又は5歳児で、肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度のもの。

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を鳥取県立皆生養護学校校長(以下「皆生養護学校校長」という。)に提出しなければならない(郵送による場合は、返信用封筒(あて名を記載の上、80円切手をはり付けたものとする。)を同封すること。)

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

(ア) 平成11年2月1日(月)から同月5日(金)までとする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月5日(金)までの消印のあるものに限る、受け付ける。

(イ) 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)

(3) その他

皆生養護学校校長は、(1)の入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、入学志願書の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時 平成11年2月22日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所 皆生養護学校

(3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成11年2月25日(木)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者

に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

(2) 入学志願書の用紙は、皆生養護学校で交付する。

(3) 幼児の募集に関し不明な事項は、皆生養護学校(米子市上福原七丁目13-4 電話0859-22-6571、フアクシミリ0859-22-6571)に問い合わせること。

鳥取県立皆生養護学校校長 田 田

平成十一年二月九日

鳥取県教育委員会 田 田

平成11年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

(1) 鳥取県立白兔養護学校(以下「白兔養護学校」という。)普通科 単一学級16人 重複学級6人

(1) 鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)普通科 単一学級16人 重複学級6人

(1) 鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)普通科 単一学級16人 重複学級6人

(1) 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)普通科 単一学級8人 重複学級9人

(1) 鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。)普通科 単一学級8人 重複学級3人

<p>2 出願資格を有する者</p> <p>(1) 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 単一学級にあっては精神薄弱の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第22条の3の表に規定する程度のもので次のいずれかに該当するものとし、重複学級にあっては精神薄弱の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成11年3月に卒業する見込みの者</p> <p>イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者</p> <p>(2) 皆生養護学校 単一学級にあっては肢体不自由の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のもので、(1)のア又はイに該当するものとし、重複学級にあっては肢体不自由の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。</p> <p>(3) 鳥取養護学校 単一学級にあっては病弱の程度が政令第22条の3の表に規定する程度のもので、(1)のア又はイに該当するものとし、重複学級にあっては病弱の程度が同条の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能なものに限る。</p> <p>3 出願方法</p> <p>(1) 出願手続</p> <p>ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。</p> <p>イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあっては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。</p>	<p>(2) 出願期間</p> <p>ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成11年2月9日（火）から同月12日（金）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月12日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>イ 皆生養護学校 平成11年2月9日（火）から同月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月15日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>ウ 鳥取養護学校 平成11年2月10日（水）から同月15日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月15日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。</p> <p>(3) 受付時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(4) 受付場所 各養護学校</p> <p>(5) その他 各養護学校の長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。</p> <p>4 入学者の選抜の方法 入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果並びに皆生養護学校及び鳥取養護学校の単一学級にあっては、学力検査の結果により行う。</p> <p>5 面接の日程等</p> <p>(1) 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p>
--	--



<p>(7) 日時 平成11年2月18日(木) 午前10時から午後3時まで(午前9時30分までに集合すること。)</p> <p>(1) 場所 志願した養護学校</p> <p>(2) 皆生養護学校</p> <p>ア 学力検査</p> <p>(7) 日時 平成11年2月22日(月) 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)</p> <p>(1) 場所 皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>イ 面接 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>(3) 鳥取養護学校</p> <p>ア 学力検査(単一学級の志願者に対してのみ実施)</p> <p>(7) 日時 平成11年3月9日(火) 午前9時20分から午後3時5分まで(午前9時までに集合すること。)</p> <p>(1) 場所 鳥取養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語、社会、数学、理科及び英語</p> <p>イ 面接(志願者全員に対して実施)</p> <p>(7) 日時 単一学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複学級の志願者にあつては</p>	
	<p>午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)、面接を実施する。</p> <p>(1) 場所 鳥取養護学校</p> <p>6 合格者の発表 各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>(7) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成11年2月20日(土) 正午</p> <p>(1) 皆生養護学校 平成11年2月25日(木) 正午</p> <p>(ウ) 鳥取養護学校 平成11年3月16日(火) 正午</p> <p>7 再募集 合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合は、その不足の生徒数についての再募集を実施する。</p> <p>(1) 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校</p> <p>ア 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 出願期間 平成11年2月22日(月) から同月24日(水) までとする。ただし、郵送による場合は、平成11年2月24日(水) までの消印があるものに限る、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>エ 面接の日程等</p> <p>(7) 日時 平成11年2月26日(金) 午前10時30分から(午前10時までに集合すること。)</p> <p>(1) 場所</p>

<p>志願した養護学校</p> <p>オ 合格者の発表 平成11年3月1日(月)正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>(2) 皆生養護学校</p> <p>ア 出願手続 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 出願期間 平成11年3月1日(月)から同月3日(水)までとする。ただし、郵送による場合は、平成11年3月3日(水)までの消印があるもの限り、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>エ 学力検査及び面接の日程等</p> <p>(ア) 日時 平成11年3月4日(木)午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 皆生養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科 国語及び数学</p> <p>(エ) 面接 学力検査終了後、面接を実施する。</p> <p>オ 合格者の発表 平成11年3月6日(土)正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>(3) 鳥取養護学校</p> <p>ア 出願手続 3の(1)に同じ。</p>	<p>イ 出願期間 平成11年3月19日(金)から同月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)とする。ただし、郵送による場合は、平成11年3月24日(水)までの消印があるもの限り、受け付ける。</p> <p>ウ 受付時間及び受付場所 3の(3)及び(4)に同じ。</p> <p>エ 学力検査及び面接の日程等</p> <p>(ア) 日時 平成11年3月26日(金)午前9時30分から(午前9時までに集合すること。)</p> <p>(イ) 場所 鳥取養護学校</p> <p>(ウ) 学力検査実施教科(単一学級の志願者に対してのみ実施) 国語及び数学</p> <p>(エ) 面接(志願者全員に対して実施) 単一学級志願者にとっては学力検査終了後、重複学級の志願者にとっては午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること)、面接を実施する。</p> <p>オ 合格者の発表 平成11年3月29日(月)正午に各養護学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。</p> <p>8 その他</p> <p>(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。</p> <p>(2) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。</p> <p>ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校 平成11年2月1日(月)午前10時から</p> <p>イ 皆生養護学校 平成11年2月4日(木)午後1時30分から</p>
---	--

ウ 鳥取養護学校  
 平成10年12月2日(水)午後1時30分から  
 (3) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合せること。  
 白兔養護学校(鳥取市伏野字荒神谷1550-1) 電話0857-59-0585)  
 倉吉養護学校(倉吉市長坂新町1231) 電話0858-28-3500)  
 米子養護学校(米子市蚊屋343) 電話0859-27-3411)  
 皆生養護学校(米子市上福原七丁目13-4) 電話0859-22-6571)  
 鳥取養護学校(鳥取市江津260) 電話0857-26-3601)

鳥取県教育委員会告示第二十二号

平成十一年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成十年九月一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

平成十一年度鳥取県立高等学校募集生徒数  
 一 全日制課程

高等学校名	学 科	科 名	募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	四〇〇人
		普通科	四〇〇人
鳥取西高等学校	家庭学科	家庭科学科	八〇人
		商 業 科	一一〇人
鳥取商業高等学校	商業学科	国際経済科	四〇人
		情報管理科	八〇人
		英語科	八〇人
		電子機械科	三八人
		英語学科	三八人

鳥取工業高等学校	工業学科	機械システム科 電気科 情報技術科	三八人 三八人 三八人
鳥取西工業高等学校	工業学科	建築科 化学技術科 電子機械科 電気科 情報電子科	三八人 三八人 三八人 三八人 三八人
鳥取農業高等学校	農業学科	建設システム科 生産流通科 緑地園芸科 食品産業科 生活科学科	三八人 三八人 三八人 三八人 三八人
岩美高等学校	普通学科	普通科	一六〇人。 ただし、文理 コース八〇人、 情報ビジネス コース、健康 ・福祉コース 各四〇人とす る。
八頭高等学校	普通学科 家庭学科	普通科 生活デザイン科 園芸経営科	三六〇人 四〇人
智頭農林高等学校	農業学科	林業技術科 木材加工科	八〇人

赤碕高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	
普通学科	普通学科	工業学科	家庭学科 商業学科	農業学科	普通学科	普通学科	総合	
普通科	普通科	環境建設科 化学応用科 情報技術科	電気科 機械科	生活デザイン科 情報処理科 会計科	畜産科 園芸科 農林科	普通科	普通科	生活科学科
ス、健康スポーツコース各四	ただし、文理コース、情報ビジネスコース、健康スポーツ	二〇〇人。 ただし、そのうち四〇人は体育コースとする。	三八人 三八人 三八人 三八人 三八人	八〇人 八〇人 四〇人	八〇人	二〇〇人	一六〇人 二四〇人	三八人

境港工業高等学校	境水産高等学校	境高等学校	淀江産業技術高等学校	米子工業高等学校	米子南商業高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	
工業学科	水産学科	家庭学科 普通学科	家庭学科 農業学科	工業学科	商業学科	家庭学科 普通学科	普通学科	
建築科 電子情報科 電子電気科 電子機械科	食品経済科 情報通信科 海洋工学科	家庭科学科 普通科	食物調理科 食品産業科 生産工学科 材料化学科 土木科	電気科 情報電子科 電子機械科	情報システム科 会計情報科 流通経済科	生活文化科	普通科	
二二〇人 三八人 三八人 三八人	三三八人	六〇人 四〇人 二四〇人	四〇人 三〇人 三〇人 三八人 三八人	三八人 三八人 三八人 三八人	八〇人 八〇人 四〇人	一六〇人	三六〇人 三二〇人 四〇人	〇人とする。

二 定時制課程

日野産業高等学校		根 雨 高 等 学 校		た だ し、文 理 コ ー ス、情 報 ビ ジ ネ ス コ ー ス、音 楽 教 養 コ ー ス 各 四 〇 人 と す る。
		普通学科	普通科	
農業学科	商業学科	商業科	普通科	五、九三六人
産業技術科	商業科	商業科	普通科	

(全日制課程計)

二 定時制課程

鳥取西高等学校		鳥 取 農 業 高 等 学 校		募 集 生 徒 数 四〇人
		普通学科	普通科	
鳥取農業高等学校 美 和 分 校	農業学科	産業基礎科	三 八 人	一 五 八 人
	生活科学科	生活科学科		
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	四〇人	一 五 八 人
米子東高等学校	普通学科	普通科	四〇人	

(定時制課程計)

三 通信制課程

鳥取西高等学校		高 等 学 校 名		募 集 生 徒 数 約一〇〇人
		普通学科	普通科	
米子東高等学校		高 等 学 校 名		約一〇〇人
		普通学科	普通科	
(通信制課程計)		普通学科		約二〇〇人
		普通科		